

No.	改訂前 頁	改定後 頁	目 次	改 訂 前	改 訂 後
1	4頁	4頁	7 開発許可の技術基準（法第33条）	(7) 地盤の安全、がけの保護、排水施設の設置等安全上必要な措置が講ぜられるよう設計が定められていること。この場合、宅地造成工事規制区域内の土地であるときは、宅地造成等規制法第9条に適合していること。（法第33条第1項第7号）	(7) 地盤の安全、がけの保護、排水施設の設置等安全上必要な措置が講ぜられるよう設計が定められていること。この場合、宅地造成等工事規制区域内の土地であるときは、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）第13条に適合していること。特定盛土等工事規制区域内の土地であるときは、同法第31条に適合していること。（法第33条第1項第7号）
2	5頁	5頁	8 市街化調整区域の開発許可の立地基準（法第34条）	(4) 都道府県が国または中小企業事業団と一体となって助成する中小企業の共同化または工場・店舗等の集団化に寄与する事業の用に供するために行う開発行為（第6号）	(4) 都道府県が国または中小企業基盤整備機構と一体となって助成する中小企業の共同化または工場・店舗等の集団化に寄与する事業の用に供するために行う開発行為（第6号）
3	5頁	5頁	8 市街化調整区域の開発許可の立地基準（法第34条）	(6) 危険物の貯蔵又は処理のための建築物で市街化区域内に建築することが不適当な一定のものの用に供するための開発行為（例 火薬庫）(第8号、令第29条の4)	(6) 危険物の貯蔵又は処理のための建築物で市街化区域内に建築することが不適当な一定のものの用に供するための開発行為（例 火薬庫）(第8号、令第29条の6)
4	5頁	5頁	8 市街化調整区域の開発許可の立地基準（法第34条）	(7) 道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所又は給油所等のための開発行為（例 ドライブイン、ガソリンスタンド等）(第9号、令第29条の6)	(7) 道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所又は給油所等のための開発行為（例 ドライブイン、ガソリンスタンド等）(第9号、令第29条の8)
5	7頁	7頁	18 他の法令との関係	(1) 宅地造成等規制法 開発区域が、宅地造成工事規制区域内の場合には、開発許可を受けた宅地造成工事は宅地造成等規制法に基づく許可を含むこととなります。	(1) 盛土規制法 開発区域が、宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内の場合で盛土規制法に基づく許可を要する行為を行う際は開発許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事は盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。下記の手続が必要になる場合があります。 ア 中間検査 中間検査の対象となる規模で特定工程を含む工事については、中間検査を受検し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することができません。 イ 定期報告 定期報告は、工事完了までの3か月毎に、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。 ウ 完了検査 「10 工事完了の検査」によります。 （参照：宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き）
6	10頁	10頁	開発許可の手続きフロー（市街化区域）		盛土規制法事項追加
7	11頁	11頁	開発許可の手続きフロー（市街化調整区域）		盛土規制法事項追加
8	12頁	12頁	2 開発計画事前協議等 (3) 事前説明	(追加)	※盛土規制法に基づくみなし許可の場合、盛土規制法に基づく説明範囲についても事前説明の必要があります。説明の範囲は、開発許可に基づく事前説明の範囲と異なります。
9	16頁	16頁	〔設計図書ほか関係書類〕	(18) 工事仕様書 必要に応じて添付してください。	(削除)
10	16頁	16頁	〔設計図書ほか関係書類〕	(追加)	(18) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要書 盛土規制法に基づくみなし許可対象となる規模の造成工事を行う場合添付してください。
11	22頁	22頁	3 開発許可申請書（法第29条第1項）	※は自己の居住の用及び1ha未満の自己の業務用の開発行為、○は1ha未満の開発行為については不要です。	※は自己の居住の用及び1ha未満の自己の業務用の開発行為、○は1ha未満の開発行為については不要です。△は盛土規制法に基づくみなし許可の際に添付が必要です
12	22頁	22頁	3 開発許可申請書（法第29条第1項）	開発行為許可申請書（様式9の1、9の2）	開発行為許可申請書（様式9の1）
13	23頁	23頁	3 開発許可申請書（法第29条第1項）	12 工事仕様書	(削除)
14	23頁	23頁	3 開発許可申請書（法第29条第1項）	(追加)	12 △ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要書
15	24頁	24頁	(2) 地位承継承認申請書 {特定承継} (法第45条)	地位承継承認申請書（様式31の1、31の2）	地位承継承認申請書（様式31の1）
16	24頁	24頁	(1) 工事完了公告前の建築物又は特定工作物の建築又は建設承認申請書（法第37条第1号）	工事完了公告前の建築物又は特定工作物の建築又は建設承認申請書（様式25の1、25の2）	工事完了公告前の建築物又は特定工作物の建築又は建設承認申請書（様式25の1）
17	24頁	24頁	(2) 市街化調整区域内における建築物特例許可申請書（法第41条第2項ただし書）	市街化調整区域内における建築物特例許可申請書（様式26の1、26の2）	市街化調整区域内における建築物特例許可申請書（様式26の1）
18	24頁	24頁	(3) 予定建築物以外の建築等許可申請書（法第42条第1項ただし書）	予定建築物以外の建築等許可申請書（様式28の1、28の2）	予定建築物以外の建築等許可申請書（様式28の1）
19	25頁	25頁	(4) 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書（法第43条第1項）	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書（様式29の1、29の2）	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書（様式29の1）
20	25頁	25頁	(5) 開発行為等適合証明申請書（規則第60条）	開発行為等適合証明申請書（様式32の1、32の2）	開発行為等適合証明申請書（様式32の1）
21	34頁	34頁	第3 様 式（目 次）	様式29 開発行為等適合証明書	様式32の2 開発行為等適合証明書
22	34頁	34頁	第3 様 式（目 次）	様式29 開発行為非該当証明書	様式32の2 開発行為非該当証明書
23	34頁	34頁	第3 様 式（目 次）	(追加)	様式35 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要書・・・ 96
24	91頁	91頁	開発行為等適合証明書	(追加)	様式32の2
25	93頁	93頁	開発行為非該当証明書	(追加)	様式32の2
26		96頁	様式35	(追加)	様式35 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要書
27	96頁		第4 条例・規則、技術マニュアル等（目次）	(削除)	
28		117頁	福岡市開発・盛土等技術マニュアル	(追加)	福岡市開発・盛土等技術マニュアル（目次の追加）
29		144頁	第8章 崖等の設計		※盛土規制法施行に伴う変更
30		173頁	第9章 工事施工中の防災措置		※盛土規制法施行に伴う変更
31		173頁	第10章 その他留意事項		※盛土規制法施行に伴う変更
32		173頁	第11章 施工管理		※盛土規制法施行に伴う変更
33		173頁	第12章 雑 則		※盛土規制法施行に伴う変更
34	167頁	181頁	第3章 法第29条第1項第2号について	A-農業、B-林業、C-漁業	A-農業、林業、B-漁業
35	182頁		都市計画法による開発許可等審査基準	宅地造成等規制法第8条の規定に基づく審査基準 宅地造成等規制法第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可については、法令の定めのほか、以下の基準による。 1 宅地防災マニュアル（平成元年7月6日建設省経民発第24号の別添） 2 「擁壁の透水層の取扱いについて」（平成3年3月10日建設省経民発第22号、建設省住指発第138号）	(削除)
36	183頁	197頁	福岡市建築関係手数料条例（一部抜粋）	(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)関係の手数料 別表第1 (2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)関係の手数料 別表第2 (3) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)関係の手数料 別表第3 (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)関係の手数料 別表第4	(2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)関係の手数料 別表第2 (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)関係の手数料 別表第4